

長洲港港湾区域の変更について

令和5年（2023年）10月3日
港湾課

1 概要

- 有明海沿岸は土砂堆積が著しく、長洲港や沿岸の漁港、港内立地企業では、港の機能維持のために定期的な浚渫を実施しているが、発生する浚渫土砂の処分に係る費用や搬出先の確保が課題。
- 安定的に浚渫土砂の処分先を確保し、港湾・漁港施設の機能維持を図ることを目的とし、長洲港に隣接する長洲町名石浜地先において土砂処分場を計画中。
- 現在、計画地が港湾区域外であることから港湾区域を拡張する変更を行うもの。

【変更の内容】長洲港港湾区域の面積

変更前：約350ha

変更後：約470ha（今回拡張：約120ha）



（参考）計画概要

- ・計画箇所：玉名郡長洲町名石浜地先
- ・面 積：約28ha
- ・容 量：約240万m³

2 港湾区域変更の手続き

- ①地方港湾審議会への諮問
- ②国土交通大臣への届出
- ③港湾区域変更の公告